

第4章 計画の内容

重点目標 1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

(1) 子どもの頃からの暴力を許さない人権意識の浸透を図る取組の推進

配偶者等からの暴力の防止に向けては、学校における人権教育・男女平等教育の推進、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育に関わる活動を通じた、子どもの頃からの暴力を許さない人権意識の浸透を図る取組が必要であり、それらの取組に当たって、「(男女の)事実上の平等」を目指す男女共同参画社会基本法の基本理念である「男女の人権の尊重」の視点が踏まえられるよう、教職員等関係者への広報・啓発に取り組みます。

(2) 家庭教育における「男女の人権の尊重」を踏まえる人権教育の推進

配偶者等からの暴力の防止に資するよう、家庭教育の「男女の人権の尊重」を踏まえる人権教育を通じて、家庭における暴力を許さない人権意識の浸透に向けた広報・啓発に取り組みます。

(3) 地域における「男女の人権の尊重」を踏まえる人権教育の推進

配偶者等からの暴力の防止に資するよう、地域において、「男女の人権の尊重」を踏まえる地域づくりの促進に向けた取組を通じて、校区コミュニティ協議会、自治会や地域活動団体等と連携し、あらゆる機会を活用した暴力を許さない人権教育を更に進めるための広報・啓発に取り組みます。

(4) 職域における男女の人権の尊重を踏まえる人権教育の推進

配偶者等からの暴力の防止に資するよう、職域において、「男女の人権の尊重」を踏まえる就業環境の整備に向けた取組を通じて、市内の民間企業等と連携し、あらゆる機会を活用した暴力を許さない人権教育を更に進めるための広報・啓発に取り組みます。

(5) 法教育の充実

人権意識の確立に向けて、法律についての知識を持てるよう教育現場での法教育の充実を図ります。また、日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくため、広報紙や市ホームページなどを活用し、広報・啓発に努めます。

(6) 多様な機会を捉えた広報・啓発活動の推進

暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市ホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる場所において、リーフレット等を配布するなど多様な機会を捉えた広報・啓発活動を推進します。

2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

(1) 暴力未然防止教育の研究及び実践

暴力の発生を未然に防ぐために、暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの教育についての研究・実践に取り組みます。

(2) 問題解決を暴力に頼らない教育の推進

配偶者等からの暴力の防止に向けては、子どもの頃からの発達段階に応じて好機を捉え、暴力的でない考え方や問題解決の方法を身に付けることが重要です。個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築き、問題解決を暴力に頼らない教育を学校などの関係機関と連携して進めます。

(3) 問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進

家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることなくコミュニケーションが図られるよう、広報紙や市ホームページなどを活用した広報・啓発を進めます。

(4) 加害予防の観点からの広報・啓発の調査及び研究

配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組を進めるに当たっては、被害者は女性が多いという現状における加害予防の観点から、男性に対する広報・啓発も進める必要があります。どのような広報・啓発が有効か調査・研究を進めます。

3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

(1) 被害者に対する配偶者等からの暴力についての啓発や情報提供

配偶者等からの暴力を受けていることを認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対して、被害者自らが配偶者等からの暴力についての知識や気付きを得ることができるよう、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、情報提供を行います。

(2) 広報紙や啓発用リーフレット等の広報媒体を活用した啓発活動の実施

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報紙や市ホームページなどを活用した広報を実施するとともに、国・県・市や民間団体が作成した啓発用リーフレットを活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します。

(3) 講演会や研修会等の開催

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を開催します。特に、市の情報に接する機会の少ない若年層に配慮した講座等について検討・開催します。特に、暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができる力を身に付けるための研修を実施します。

(4) 地域における学習機会の提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、出前講座や生涯学習講座等での学習機会を提供します。

(5) 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県男女共同参画センターや近隣市町村で開催される講演会や研修会の情報提供を行います。

(6) 各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発活動の実施

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識の徹底を図るため、各種団体の研修会、講座、定例会等の機会を活用して啓発活動を実施します。

(7) 各種団体等市民との協働による啓発活動の促進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識の徹底を図るためには、市民一人一人の人権意識、男女平等意識を高めることが重要であることから、各種団体等市民との協働による啓発活動を進めます。

(8) 書籍やビデオ等の関連情報の充実・提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識の徹底を図るため、関連書籍やビデオ等の整備の充実に努め、市民をはじめ、教育機関や各種団体、グループ等への情報提供を行います。

(9)「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報・啓発

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解により更に傷つき、暴力の実態が潜在化することがないように「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)における広報・啓発を強化します。

(10)「人権週間」の周知

広報紙や市ホームページなどを活用して、「人権週間」(12月4日～10日)の周知に努めます。その際、身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に取り組みます。

4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

(1)デートDV防止に関する教育・啓発の推進

教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修や啓発等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。特に、子どもたちに対しては、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことや問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションを学習する機会を提供します。

(2)若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層に配慮した相談窓口の広報の在り方の検討

若年層に配慮した相談窓口づくりを行うとともに、若年層の目に留まるような広報の在り方を検討します。

(3)教育関係者、保健・医療・福祉・介護関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施

教育関係者や保健・医療・福祉・介護関係者、警察、相談機関の職員等、デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアに当たれるよう、デートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。

1 相談体制の整備と充実

(1) 安心して相談できる環境・体制の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室や障がい者・高齢者に配慮した相談室の環境づくりに取り組むとともに、相談体制の更なる充実に努め、安心して相談できる環境・体制の整備を進めます。

(2) 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供

使用する言語や障がいの特性等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、それらの機関への確実な情報提供に努めます。

(3) 各種相談窓口の被害者への周知

被害者の立場に立って、被害者の安全確保に十分配慮した相談窓口の周知に努めます。

(4) 市担当職員を対象とした研修の実施

被害者と接する可能性のある市職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次被害を与えることなく適切・迅速な対応をとることができるよう、研修を実施します。

(5) 各種手引き等の整備、活用

関係機関等で活用できるよう、各種マニュアルの整備に努めます。また、被害者に関わる可能性のある全ての市職員や関係機関職員等が内閣府作成「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き～二次被害を与えないために～」を活用し、二次被害を与えないよう徹底します。

2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

(1) 配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者の配偶者等からの暴力についての知識と対応技術の習得

被害者の早期発見と暴力の未然防止のための環境づくりを進めるために、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある消防(救急)職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・介護・教育の関係者を対象として、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図り、対応技術を習得するための研修を実施します。

(2) 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員等は、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うことができるよう、配偶者等からの暴力の未然防止の視点を持った活動に努めます。

(3) 保健センター等における早期発見と被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ

保健センター等においては、乳幼児等の健康診査や子育て相談などの母子保健事業を通じて、配偶者等からの暴力の早期発見に努めます。また、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、市や警察への通報や、必要な情報提供を行うなど、被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけを行います。

(4) 医療機関における早期発見と積極的な助言

医療機関においては、診療や医療診断、スクリーニング(配偶者等からの暴力に対する問いかけ)を通じた配偶者等からの暴力の早期発見に努めます。また、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、市や警察への通報や、必要な情報提供を行うなど、積極的な助言等を行います。

(5) 育児・介護サービスの提供者による早期発見・対応

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者は、潜在化している配偶者等からの暴力を認知する可能性が高いため、関わりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、早期発見に努めます。また、守秘義務に十分配慮するとともに、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます。

(6) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの行動等からの早期発見・対応

日頃から子どもに接している学校関係者や保育士等は、子どもや保護者の様子や会話の内容から、子ども等が発するSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努めます。また、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等の関係機関と連携し、被害者と子どもの支援に努めます。

(7) 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止による暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり

外国人や障がい者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、市職員、福祉や保健サービスの提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流(協会)の分野で活動を行うNPO等が、日常の業務や活動の中で、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点を持って関わり、連携を図ります。

(8)地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進

校区コミュニティ協議会、自治会、学校、PTA、事業所、地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO法人や民間団体等との連携による地域に密着した防犯活動や地域安全活動を通して、配偶者等からの暴力の予防・防止に取り組みます。

(9)暴力の発生を未然に防止するための地域における孤立しやすい家庭への働きかけ

配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

(1)支援関係機関の職務関係者を対象とした研修・情報提供の推進

支援関係機関の職務関係者(教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、子ども家庭支援員、消費生活相談員、人権擁護委員等)が配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次被害を与えることなく適切・迅速な対応ができるよう研修・情報提供を実施します。また、様々なケースに対応できるよう研修内容の充実を図ります。

(2)支援関係機関・団体の連携強化

被害者の相談に総合的に対応するために、支援関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により連携強化を図るとともに、迅速な対応ができるよう、情報の共有化を図ります。

(3)配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に適切・迅速に対応するために、児童虐待支援に係る支援関係機関を対象に配偶者等からの暴力に関する研修の実施や日常的な連携システムの構築により、連携協力体制の強化を図ります。

(4)支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備

支援関係機関の休日や時間外における保護への対応の状況を把握・整理し、連絡体制一覧表の作成と配布を行います。

(5)庁内連絡会議の設置による連携協力体制の強化

被害者への的確・迅速な対応ができるよう庁内連絡会議を設置し、庁内の関係部署の連携協力体制の強化を図ります。

(6)医療関係者に向けての情報提供の推進

医療関係者を対象に、広く情報提供に努めます。

4 苦情等への適切な対応の推進

(1)支援関係機関向けの苦情対応制度の意義と仕組みに関する研修の実施

支援関係機関にとって、苦情に迅速かつ適切に対応することが、被害者等の権利や利益を守るとともに、被害者等をはじめ市民の支援関係機関に対する信頼性を高め、相談しやすい環境整備につながることにについて、研修を実施し、理解の促進を図ります。

(2)申出への対応体制の整備

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての申出等に対して、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。

5 支援者の安全確保

(1)相談員等の支援者のケア

被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気を付けるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して、スーパービジョン*の実施など相談員等の支援者のケアに取り組めます。

(2)支援者の個人情報管理の徹底

相談員等の支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、支援者の個人情報の管理を徹底します。

(3)警察との連携・協力による安全確保

相談員等の支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。

(4)ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供・利用支援

被害者の親戚や友人、支援者等の安全を確保するため、配偶者暴力防止法以外の各種制度(ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度など)も有効に活用し、市や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び支援者を含む関係者へ制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。

1 被害者の保護と安全確保

(1) 消防(救急)機関における配偶者等からの暴力の被害者への応急対応

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある消防(救急)機関の関係者は、傷病者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めるとともに、関係機関への連絡を徹底します。

(2) 警察との協議による緊急通報装置貸出制度についての周知

被害者の安全確保のために、警察との協議による緊急通報装置貸出制度について、必要に応じた情報提供を行います。

(3) 被害者の一時避難への支援

被害者の安全確保のために、一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関との連携・協力を図りながら支援を行います。

(4) 警察等による見回り

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全を確保するために、警察による見回りを要請します。

(5) 地域における見守り支援の促進

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全を確保するために、組織等において様々な機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

(6) 身近な避難先を確保するための連携

被害者の安全の確保に向け、組織や地域ネットワーク活動団体や地域生活者との連携を進めます。

2 通報・通告制度による被害者の保護

(1) 配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求め、また、配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

(2) 医療関係者への通報・通告制度の周知徹底

被害者の適切な保護を図るため、日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は守秘義務違反に問われないなど、通報・通告制度の周知徹底を図ります。

(3) 通報者情報の保護の徹底

通報を受ける可能性のある全ての関係者に対して、通報者情報(氏名等)の保護の徹底を図ります。

3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

(1) 被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理の徹底

被害者の個人情報の保護を徹底するため、関係機関連絡会議や庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある支援関係機関において、各種制度の周知と適切な運用を図ります。

(2) 教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理

被害者及びその子どもの転校先や居住地等の守秘義務について周知徹底を図り、教育委員会及び学校における被害者の個人情報を適切に管理します。

(3) 関係機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務を徹底します。

(4) 住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用

住民基本台帳事務における支援措置制度について市職員などに周知徹底し、適切に運用します。

(5) 各種支援制度の適切な運用

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置・医療保険の加入脱退手続における支援措置等を市職員などに周知徹底し、適切に運用します。

(6) 保護命令制度の広報と被害者への利用支援

配偶者等からの暴力による被害者の安全を確保するために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供を行うとともに、手続の支援を行います。

(7) ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供・利用支援

被害者の安全を確保するため、配偶者暴力防止法以外の各種制度(ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度など)も有効に活用し、市や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。

4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

(1) 地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進と通告制度の周知

子どもに関わる学校、幼稚園、保育所、認定こども園、医療関係機関、地域住民など様々な立場の関係者が、配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもを早期発見し、関係機関との連携により適切・迅速な対応をとることができるよう児童虐待防止法に基づく通告制度の周知に努めます。

(2) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童クラブ等への就学や入所等の支援

市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があって現住所地に住民票を異動できず、住民登録していない子どもが、現在住んでいる地域の学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童クラブ等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

(3) 各種健診・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等があって現住所地に住民票を異動できず、住民登録していない子どもについても、現住所地で各種健診や予防接種が受けられるよう支援します。

(4)配偶者暴力防止法に基づく子どもに対する接近禁止命令制度の周知

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、配偶者暴力防止法に基づく子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。

5 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組

(1)生活保護等の制度の活用による支援

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の制度の活用による支援を行います。

(2)ハローワーク等における職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要ですが、被害者は技能や経験、子育ての面から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談・指導、職業紹介、求人情報についての情報提供を行います。

(3)就職のための技能習得等の情報提供・利用支援

就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得し、就労意欲を向上させるために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報提供と支援を行います。

(4)各種保育サービス等の情報提供・利用支援

育児の負担軽減を図るため、身近な支援者に手助けを得たり、各種保育サービスや相談事業を利用したりできるよう情報提供と支援を行います。

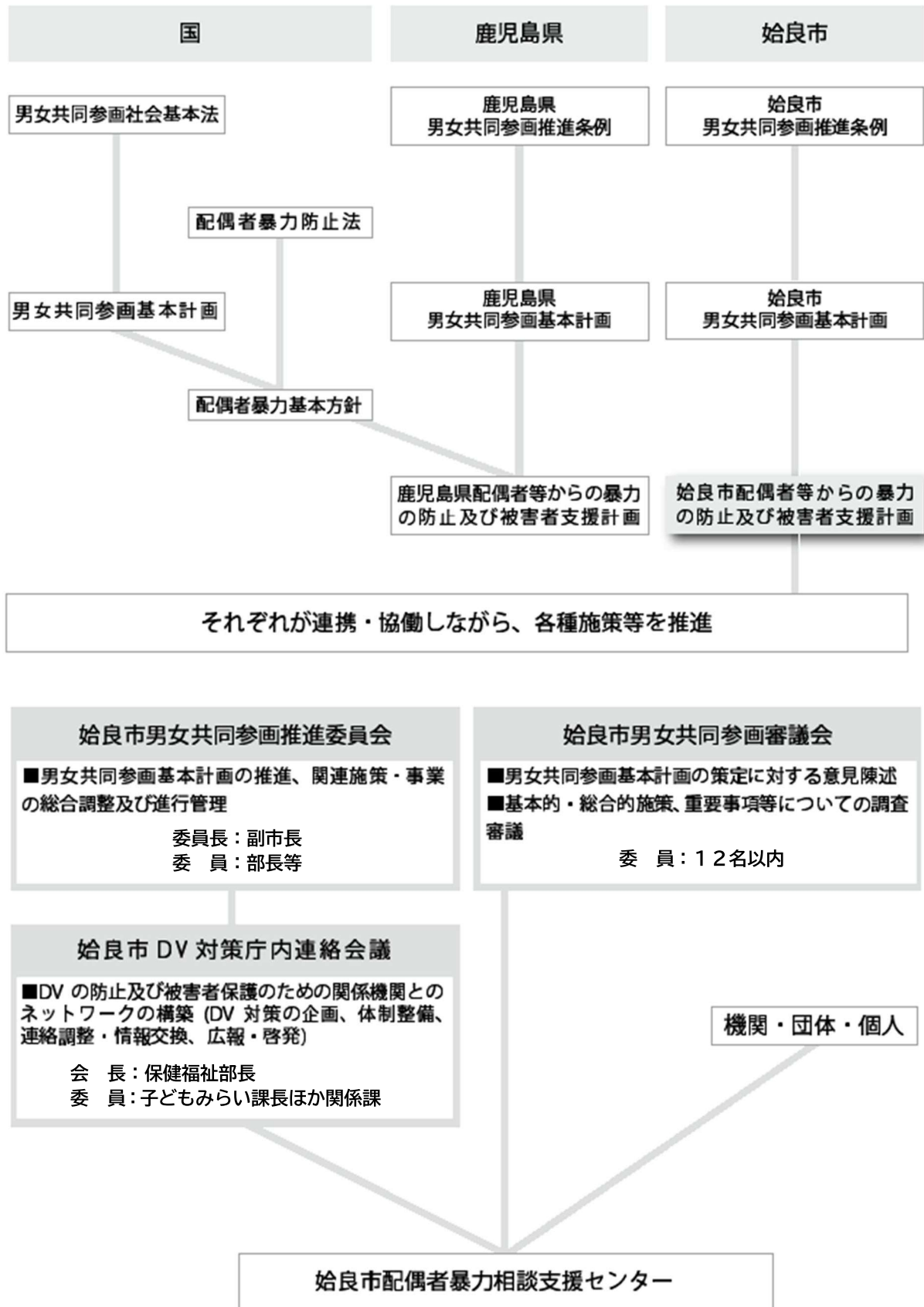
(5)公営住宅等への優先入居に対する支援

住宅の確保に困窮している被害者が、公営住宅及び民間住宅に優先的に入居できるよう支援を行います。

(6)自立困難な被害者への支援

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、福祉事務所を中心に市関係各課等が連携を図りながら、個々の状況に応じて保健・福祉施設等への入所による支援を行います。

第5章 計画の推進体制



別表2 配偶者等からの暴力に関する相談窓口

相談内容	窓口	電話番号	受付時間	
DV(ドメスティックバイオレンス:配偶者からの暴力)に関する相談	配偶者暴力相談支援センター	鹿児島県 女性相談センター	099(222)1467	○月～水、金曜日 8:30～17:00 ○木曜日 8:30～20:00 ○日曜日(祝日を除く) 9:00～15:00
		鹿児島県男女共同参画センター	099(221)6630 099(221)6631	○水曜日～日曜日・祝日 9:00～17:00 ○火曜日(休館日翌日) 9:00～20:00
		鹿児島県始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課	0995(44)7965	○平日 8:30～17:15
		始良市配偶者暴力相談支援センター	0995(66)3182 (相談専用ダイヤル)	○月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)
女性の悩みごと相談 (女性の人権ホットライン)	鹿児島県方法務局	0570(070)810 (全国统一ダイヤル)	○平日 8:30～17:15	
DV、ストーカー等に関する相談	鹿児島県警察本部生活安全部 人身安全・少年課人身安全一係	099(206)0110	24 時間対応	
女性の性犯罪被害などに関する相談	鹿児島県警察本部捜査第一課 (性犯罪被害110番)	#8103(プッシュ回線) 099(206)7867 (なやむな)	24 時間対応	
	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER(フラワー)」	#8891 (全国共通短縮番号) 099(239)8787 (はなはな)	○月曜日～土曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) ※上記以外は、国のコールセンターに繋がります	
DV、ストーカー等に関する相談	始良警察署	0995(65)0110	24 時間対応	
内閣府による相談窓口	DV相談+(プラス)	(フリーダイヤル) 0120(279)889	○電話・メール 24 時間対応 ○チャット受付(外国語対応) 12:00～22:00	